



# 公的機関をかたり架空の「和解金」を持ち掛けるメールに注意してください！

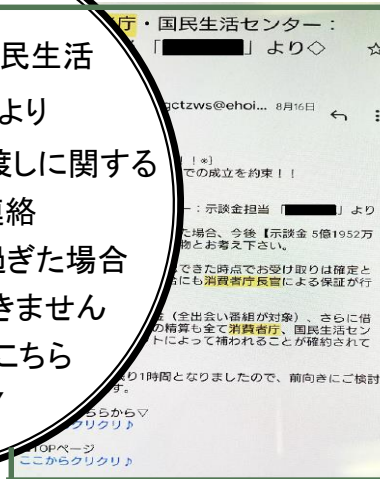
不正に利用された名称(実在しない機関もあります)

「消費者庁」「国民生活センター」「内閣特別対策本部」「国民生活相談センター」「国立金融公庫ペイメントサービス」「独立機構日本生活安全センター特殊詐欺対策班」など

## 最初に送られてくるメールの例



◇消費者庁・国民生活  
和解金担当より  
※和解金の受け渡しに関する  
重要な連絡  
本日の期限を過ぎた場合  
受け取りはできません  
受け取りはこちら  
▽▽▽



過去の被害の「和解金」「示談金」を受け取れるなどというメールがくる



問い合わせ先に連絡すると「書類作成費用」などの名目で、電子マネーを購入させるなど次々と金銭の支払いを要求される。

## 消費者へアドバイス

- \* 身に覚えがなくても、あっても、連絡してはいけません！
- \* 消費者庁やその他の行政機関が和解金や和解金などの手続きに関してお金を要求することは絶対にありません！
- \* このようなメールは無視するか警察に相談しましょう！

「この契約大丈夫?」「これって怪しい?」など不安な時は相談しよう!



当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分~午後5時15分)

▲ 過去の見守り情報